

令和 2 年

笛吹市議会
第 1 回臨時会会議録

令和 2 年 4 月 2 4 日 開会

令和 2 年 4 月 2 4 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第86号

令和2年笛吹市議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月24日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和2年4月24日 午後3時

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

不応招議員（ な し ）

令和 2 年

笛吹市議会第 1 回臨時会

4 月 2 4 日

令和2年笛吹市議会第1回臨時会

1. 議事日程(第1号)

令和2年4月24日
午後 3時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 市長あいさつ並びに提出議案要旨説明
日程第 4 承認第1号 笛吹市税条例等の一部改正についての専決処分の承認を求
めることについて
日程第 5 承認第2号 笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認
を求めることについて
日程第 6 承認第3号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の
承認を求めることについて
日程第 7 議案第56号 笛吹市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制
定について
日程第 8 発議第2号 笛吹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 河 阪 昌 則 | 2番 | 武 川 則 幸 |
| 3番 | 河 野 智 子 | 4番 | 保 坂 利 定 |
| 5番 | 神 澤 敏 美 | 6番 | 古 屋 始 芳 |
| 7番 | 神 宮 司 正 人 | 8番 | 岩 沢 正 敏 |
| 9番 | 荻 野 謙 一 | 10番 | 北 嶋 恒 男 |
| 11番 | 野 澤 今 朝 幸 | 12番 | 海 野 利 比 古 |
| 14番 | 渡 辺 清 美 | 16番 | 小 林 始 |
| 17番 | 前 島 敏 彦 | 18番 | 渡 辺 正 秀 |
| 19番 | 川 村 恵 子 | 20番 | 中 川 秀 哉 |
| 21番 | 中 村 正 彦 | | |

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

14番 渡辺清美 16番 小林 始

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市 長	山下政樹	副 市 長	小澤紀元
教 育 長	望月栄一	総 務 部 長	須田 徹
総合政策部長	深澤和仁	市民環境部長	雨宮昭夫
教 育 部 長	宇佐美正博	総 務 課 長	雨宮和博
政 策 課 長	水谷和彦	財 政 課 長	返田典雄

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議 会 書 記	霜村直人
議 会 書 記	横山 慶

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年笛吹市議会第1回臨時会を開会いたします。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことをまづもって御礼申し上げます。

現在、全世界で猛威をふるっております新型コロナウイルスであります。国内においても緊急事態宣言の下、感染リスクを抑えるための様々な対策が行われております。

市議会においても、早期終結に向けて執行側とともに力を合わせ、取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今臨時会には市長より専決処分の承認が3件、条例の制定案が1件、議員より発議1件が提案されます。

会期中格別のご精励を賜り、慎重にご審議をいただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合においてもマスク着用をお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第14番 渡辺清美君および

議席第16番 小林 始君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

○議長(中村正彦君)

日程第3 市長あいさつならびに日程第4 承認第1号から日程第7 議案第56号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

令和2年第1回臨時会を招集したところ、ご多忙にもかかわらず早速、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、国は4月16日に、都市部からの人の移動等により、感染拡大の傾向が見られるため、地域の流行を抑制し、人の移動を最小化する観点から、緊急事態宣言対象区域を7都府県から全都道府県に拡大をしました。

これを受け、長崎知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、山梨県全域において、4月20日から5月6日までの間、緊急事態措置として、県民に対し、生活の維持に必要な場合を除いては、原則外出しないことと、事業者に対し、休業等の協力を要請しました。

市では、部長以上で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部において、県内における発生状況等を踏まえ、小中学校の臨時休校、公共施設の臨時休館、保育所への登園自粛要請などを決定し、感染拡大防止を図るとともに、臨時休校や登園自粛要請に伴う保護者負担を軽減するための対策なども進めております。

また、市民の皆さまの生活を支えるために必要な市役所の機能を維持するため、新型コロナウイルス感染拡大の防止等として、職員の早出、遅出による交代勤務や庁舎内の会議室などでの分散勤務などを行っております。

この難局を乗り越えるため、議員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いをいたします。

それでは、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、専決処分の承認案件3件、条例案1件、合わせて4案件であります。

はじめに、承認案件です。

条例改正3件について、いずれも上位法令の一部改正に伴うもので、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。

続きまして、条例案です。

「笛吹市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について」は、新型コロナウイルス感染症拡大に対して、適切に対処していかなければならないとともに、地域経済にも大きな影響を与えており、税収の落ち込みが想定されることら、歳出経費を少しでも削減するため、市政運営の最高責任者等として、給与の減額に関する条例を制定するものであります。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりまして、ご確認をお願いいたします。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村正彦君）

市長の説明が終わりました。

ここで発言の申し出がありましたので、許可いたします。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

ただいま、市長から上程をさせていただきました議案のうち承認第1号「笛吹市税条例等の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」のうち、この議案に添付してございます新旧対照表に誤りがありましたので、ここでご訂正のお願いを申し上げます。

承認第1号の議案書を8枚まくっていただきますと、新旧対照表が添付してございます。その新旧対照表の23枚目になります。

23枚目に表題として、笛吹市税条例の一部を改正する条例(平成31年笛吹市条例第14号)新旧対照表(第3条による改正)という表題が付いているページでございますが、その右側の現行の欄の上から6行目が、文字が化けてしまっております。この6行目については、特に改正があった部分ではございませんので、左側の改正案にある「5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車の」という文言が、そのまま現行のほうにも同じ文字が入ります。この部分につきまして、ご訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（中村正彦君）

これより日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号までを一括議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺議員。

○18番議員（渡辺正秀君）

今、お話があった承認第1号の条例の本文ですけれども、寡婦をひとり親というふうに変更されたわけなんですけど、寡婦およびひとり親という、この意味がよく理解できないもので、そこを説明していただきたいと思います。

○議長（中村正彦君）

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

今回の寡婦という表現をひとり親という表現になっているわけですけれども、これにつきましては、すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実施するという観点から、婚姻歴の有無による不公平と、それから男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を同時に解消するために改正されたというところでございます。

以上です。

○議長（中村正彦君）

渡辺議員。

○18番議員（渡辺正秀君）

そうすると寡婦、婦人のほうですね、これを残した理由というのはどういうことなんですか。

○議長（中村正彦君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時17分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

お答えいたします。

寡婦、婦人の婦の寡婦を残した理由は、女性のひとり親の場合は扶養する子どもがなくても寡婦控除が取れるという、男性の場合との違いがあるということで、この婦人の寡婦という言葉が残してあるということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第1号から承認第3号までについては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号までは委員会への付託を省略することに決定しました。

これより承認第1号から承認第3号までについて、それぞれ討論・採決を行いたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、承認第1号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、承認第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、承認第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、承認第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第7 議案第56号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第56号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員会への付託を省略することに決しました。

議案第56号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、議案第56号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村正彦君）

日程第8 発議第2号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

岩沢正敏君。

○8番議員（岩沢正敏君）

発議第2号

令和2年4月24日 提出

笛吹市議会議長 中村正彦殿

提出者 笛吹市議会議員 岩沢正敏

賛同者 議員（全員）17名の署名のもと、提出をいたします。

笛吹市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

笛吹市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について次のように定める。

提案理由

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、厳しい社会経済状況の中で、市の経済の停滞はもとより、市の行政運営への影響が大きいことに鑑み、市民の代表である市議会議員みずからが率先して議員の報酬を減額し、歳出経費を削減するため、地方自治法第112条の規定により提出するものである。

条例案につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上です。

○議長（中村正彦君）

お諮りいたします。

本件については質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより発議第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年笛吹市議会第1回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時25分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶